

各 位

会社名 ユニコムグループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 二家 英彰  
(JASDAQ・コード8744)  
問合せ先 取締役管理部長 西山 義信  
TEL 03-5623-5027

## 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

平成 23 年 2 月 10 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動に至った経緯

株式会社JFK(以下、「JFK」といいます。)は、平成 22 年 12 月 15 日に当社の普通株式を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)による公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)によって取得することを決定した旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 22 年 12 月 16 日から平成 23 年 2 月 3 日まで実施され、本日、当社は JFK より、本公開買付けにおいて当社の普通株式 10,589,022 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、平成 23 年 2 月 10 日(本公開買付けの決済の開始日)付で、JFK の当社の総株主等の議決権に対する所有割合が 50% 超となるため、JFK は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった有限会社クラスターインベストメント(以下、「クラスター」といいます。)及び主要株主であった二家勝明氏より、その保有する当社の普通株式の全てについて、本公開買付けに応募した旨の報告をそれぞれ受けましたので、平成 23 年 2 月 10 日(本公開買付けの決済の開始日)付で、クラスター及び二家勝明氏は、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社 JFK による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 2. 異動する株主の概要

### (1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

名 称	株式会社JFK	
本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 二家 勝明	
事業内容	JFKは、当社の株式の所有、及び事業活動を支配・管理することを主たる業務としております。	
資本金	500,000 円	
設立年月日	平成 22 年 12 月 3 日	
純資産 (平成22年12月3日現在)	500,000 円	
総資産 (平成22年12月3日現在)	500,000 円	
大株主及び 持株比率 (平成22年12月3日現在)	二家勝明	50.00%
	二家英彰	50.00%
上場会社と 当該株主の関係	資本関係	当社と JFK の間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	JFKの代表取締役であり、議決権の50%を保有する二家勝明は当社の代表取締役会長を兼務しております。また、当社の代表取締役社長である二家英彰は JFK の議決権の 50% を保有しております。
	取引関係	該当事項はありません。

### (2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

名 称	有限会社クラスターインベストメント
本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 37 番 12 号
代表者の役職・氏名	取締役社長 山田 紀幸
事業内容	証券業、商品先物取引業等を営む会社に対する事業の指導、整理、育成事業
資本金 (平成22年6月30日現在)	5,000,000 円

### (3) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

名 称	二家 勝明
住 所	東京都世田谷区
上場会社と当該株主 の 関 係	当社代表取締役会長であり、取引関係はありません。

### 3. 異動前後における当該株主等の議決権の数及び所有割合等

#### (1) 株式会社JFK

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社	105,890 個 (94.32%)	-	105,890 個 (94.32%)	第1位

(注1) 異動後の「議決権所有割合」の計算においては、その分母を、当社が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、当社が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)を除いた株式数(11,226,238 株)に係る議決権の数(112,262 個)として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (2) 有限会社クラスターインベストメント

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 9 月 30 日現在)	34,130 個 (3,413,000 株)	30.40%	第1位
異動後	- 個 ( - 株)	- %	-

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、その分母を、当社が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、当社が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)を除いた株式数(11,226,238 株)に係る議決権の数(112,262 個)として計算しております。

(注2) 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (3) 二家 勝明

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 9 月 30 日現在)	27,042 個 (2,704,240 株)	24.09%	第2位
異動後	- 個 ( - 株)	- %	-

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、その分母を、当社が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、当社が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)を除いた株式数(11,226,238 株)に係る議決権の数(112,262 個)として計算しております。

(注2) 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、JFKは当社の非上場会社の親会社として開示対象となります。

#### 5. 今後の見通し

平成22年12月15日付のプレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、JFKは、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を取得できなかったことから、下記の一連の手続きにより、JFKが、当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受けて、JFKは、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の定款に対し、当社の全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することの議案を付議議案に含む株主総会及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を、平成23年3月を目途に、当社に要請する予定であるとのことです。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)は当社に取得されることとなり、当社の株主には、当該取得の対価として当社の別の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)を基準として算定される予定であるとのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、JFKは、当社に対して、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定であるとのことです。なお、JFKは、平成23年5月を目途に、当社をJFKの完全子会社とするための施策を完了することを予定しているとのことです。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記乃至の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後のJFKの株券等保有割合又はJFK以外の当社の株主の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対しては、最終

的に金銭等を交付する方法により、JFK が、当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を保有することを予定しているとのことです。この場合における当該当社株主に交付する金銭等の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定であるとのことです。以上の場合における具体的な手続については、JFK と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

JFK は、上記手続き実施後、平成 23 年 6 月を目途に、JFK を消滅会社、当社を存続会社として吸収合併を行うことを予定しているとのことです。

なお、当社普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) (以下、「ジャスダック」といいます。) に上場されておりますが、JFK は当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を保有することを企図しておりますので、その場合には、当社の株式は、上場廃止となります。上場廃止後は、対象会社株式をジャスダックにおいて取引することは出来ません。今後の手続につきましては、決定次第、当社より速やかに公表される予定です。

以 上